

(平成7年表からの変更点)

「8311-01～03, -011～031 医療部門」と
「8313-03～04, -031～041 社会福祉部門」
から介護保険の施設サービスをそれぞれ分
割, 統合した。

(対応するISIC)

- 8511 病院事業
- 8519 その他の保健衛生事業
- 8531 宿泊施設のある社会事業

17 サービス業・事務用品

列コード	行コード	部門名称
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類85「協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類941「経済団体」の活動の範囲のうち, それらが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動を範囲とする。なお, 日本標準産業分類の中分類85「協同組合(他に分類されないもの)」の活動のうち, 購買・販売等の営利目的の活動は卸売・小売業等の活動部門に含め, 本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合, 商工会議所, 経済団体連合会, 生命保険協会, 全国銀行協会連合会

(対応するISIC)

- 9111 事業・雇用主団体
- 9112 職業団体

列コード	行コード	部門名称
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体(除別掲)★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類93「宗教」, 小分類942「労働団体」, 943「学術・文化団体」, 944「政治団体」, 949「他に分類されない非営利的団体」及び951「集会場」の活動を範囲とし, 家計に対して無償, または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動が含まれる。

(品目例示) 宗教団体, 労働団体, 学術団体, 文化団体, 政治団体, 学士会, 囲碁連盟, 県民会館, 文化会館

(平成7年表からの変更点)

介護保険制度導入により, 社会福祉法人以外の非営利団体が非営利サービスとして行っていた介護サービスの一部がこの保険制度の対象となった。この制度によるサービスは産業として新設される介護[居宅, 施設]に含まれることとなったため, この移行部分は本部門には含まれない。

(対応するISIC)

- 9120 労働団体
- 9191 宗教団体
- 9192 政治団体
- 9199 他に分類されないその他の会員制団体

列コード	行コード	部門名称
8511-01	8511-011 8511-012	広告 テレビ・ラジオ広告 新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「広告業」の活動を範囲とする。なお、広告媒体を提供する他の産業部門(民間放送、新聞、雑誌等)の広告活動も本部門の範囲とする。

(品目例示) 新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、折込み広告

(注意点) 平成2年表において、各産業部門の自社広告活動を、各部門における広告関連資材の投入として扱い、本部門には含まないこととした。

(対応するISIC)

7430 広告業

列コード	行コード	部門名称
8512-01	8512-011 8512-012	情報サービス ソフトウェア業 情報処理・提供サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類821「ソフトウェア業」、822「情報処理・提供サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ソフトウェア業：受注ソフトウェア開発、業務用パッケージ、ゲームソフト、その他のソフトウェア

情報処理・提供サービス業：受託計算サービス、計算センター、マシンタイムサービス、パンチ入力サービス、経済情報提供サービス、不動産情報提供サービス、気象情報提供サービス、交通運輸情報提供サービス、市場調査、世論調査

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の行部門「8512-011 情報サービス」を「8512-011 ソフトウェア業」と「8512-012 情報処理・提供サービス」に分割した。

(対応するISIC)

7210 ハードウェア・コンサルタント業
7220 ソフトウェア・コンサルタント業及びソフトウェア供給業
7230 データ処理業
7240 データベース業
7413 市場調査・世論調査業

列コード	行コード	部門名称
8512-02	8512-021	ニュース供給・興信所

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類823「ニュース供給業」及び824「興信所」の活動を範囲と

する。
(品目例示) 共同通信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行を行わないもの)、民間放送支局(放送設備のないもの)、興信所、信用調査所
(対応するISIC)

9220 ニュース供給業

列コード	行コード	部門名称
8513-01	8513-011 8513-012 8513-013 8513-014 8513-015	物品賃貸業(除貸自動車) 産業用機械器具(除建設機械器具)賃貸業 建設機械器具賃貸業 電子計算機・同関連機器賃貸業 事務用機械器具(除電算機等)賃貸業 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類791「各種物品賃貸業」、792「産業用機械器具賃貸業」、793「事務用機械器具賃貸業」、795「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び799「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用機械器具(除建設機械器具)賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鋸山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機(コインオペレータ)賃貸業、陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業

建設機械器具賃貸業：建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、パワーショベル賃貸業、建設用クレーン賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業

事務用機械器具(除電算機等)賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、会計機械賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モーターボート業、映画用諸道具賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸ビデオ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、医療・福祉用具賃貸業

(注意点) 日本標準産業分類小分類791「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含まれる。

なお、介護保険における福祉用具貸与は、本部門から「8314-01 介護(居宅)」を迂回して産出される。

(対応するISIC)

- 4550 建設又は解体機械賃貸業(オペレータ付き)
- 6591 金融リース業
- 7121 農業機械器具賃貸業
- 7122 建設・土木機械器具賃貸業
- 7123 事務用機械器具賃貸業
- 7129 他に分類されないその他の機械器具賃貸業
- 7130 他に分類されない個人・家庭用品賃貸業

列コード	行コード	部門名称
8514-01	8514-011	貸自動車業

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類794「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) レンタカー業, 自動車リース業
 (対応するISIC)

- 6591 金融リース業
- 7111 陸上輸送機械器具賃貸業

列コード	行コード	部門名称
8515-10	8515-101	自動車修理

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類77「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。
 (注意点) ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。
 ② 自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2311-01 タイヤ・チューブ」に含める。
 ③ 政府の行う自動車検査業務は、「8111-01 公務(中央)★★」に含める。

(対応するISIC)

- 5020 自動車整備・修理業
- 5040 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業

列コード	行コード	部門名称
8516-10	8516-101	機械修理

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類781「機械修理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般機械修理, 建設機械・鉱山機械修理, 電気機械修理, 産業用運搬車両修理, 光学機械修理

(対応するISIC)

- 7250 事務機器, 計算機及びコンピュータ保守・修理業

列コード	行コード	部門名称
8519-01	8519-011	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類864「建物サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ビルサービス業, ビルメンテナンス業, ビル清掃業, 床磨き業, ガラスふき業, 煙突掃除業, 住宅消毒業, 害虫駆除業

(注意点) 鉄道, 船舶に関する消毒活動を本部門に含める。

(対応するISIC)

- 7493 建物清掃業

列コード	行コード	部門名称
8519-02	8519-021	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類841「法律事務所, 特許事務所」, 842「公証人役場, 司法書士事務所」及び843「公認会計士事務所, 税理士事務所」の活動を範囲とする。

(品目例示) 法律事務所, 特許事務所, 公証人役場, 司法書士事務所, 公認会計士事務所, 税理士事務所

(対応するISIC)

- 7411 法律サービス業
- 7412 会計, 簿記及び監査サービス業; 税務相談業

列コード	行コード	部門名称
8519-03	8519-031	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類845「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 設計監督業, 建物設計製図業, 建設コンサルタント業, 測量業, 地質調査

(対応するISIC)

- 7421 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業

列コード	行コード	部門名称
8519-04	8519-041	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8695「労働者派遣業」の活動を範囲とする。

(平成7年表からの変更点)

「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行(平成11年12月1日)のため, 労働者派遣サービスの対象業務の範囲が拡大された。

- (注意点) ① 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことはできない。
- (1) 港湾運送業務
 - (2) 建設業務
 - (3) 警備業務
 - (4) 医療関係の業務
 - (5) 物の製造の業務（派遣先の労働者が産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する際の代替要員として派遣される場合を除く）
- ② 平成2年表において、本部門は昭和60年表の列・行部門「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」から分割・特掲。

(対応するISIC)

7491 労働者募集・人材供給業

列コード	行コード	部門名称
8519-09	8519-099	その他の対事業所サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類846「デザイン業」、849「その他の専門サービス業」、861「速記・筆耕・複写業」、862「商品検査業」、863「計量証明業」、865「民営職業紹介業」、866「警備業」及び869「他に分類されない事業サービス業」のうち細分類8695「労働者派遣業」を除いたものの活動を範囲とする。

(品目例示)

速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民営職業紹介業、警備業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業

(対応するISIC)

- 7414 経営管理コンサルタント業
- 7421 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業
- 7422 技術試験、分析業
- 7492 興信・保安サービス業
- 7499 他に分類されないその他の事業サービス業

列コード	行コード	部門名称
8611-01	8611-011	映画・ビデオ制作・配給業

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類801「映画、ビデオ制作・配給業」及び802「映画・ビデオサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示)

映画・ビデオ制作（テレビ番組制作及びコマーシャルフィルムの制作を含む）、映画配給、映画出演者あっせん、映画フィルム現像、タイトル書き、貸スタジオ業

(注意点)

- ① 録画済みビデオテープの生産活動は、「3

919-02、-021 情報記録物」に含まれる。

- ② 日本標準産業分類の細分類7991「映画・演劇用品賃貸業」は「8513-015 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に含まれる。

(対応するISIC)

9211 映画及びビデオ制作・配給業

列コード	行コード	部門名称
8611-02	8611-021	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類761「映画館」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業

(対応するISIC)

9212 映写業

列コード	行コード	部門名称
8611-03	8611-031	劇場・興行場

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類762「劇場、興行場（別掲を除く）」の活動を範囲とする。

(品目例示)

劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場（プロ野球興行用）

(対応するISIC)

9214 演劇、音楽及びその他の芸術活動

列コード	行コード	部門名称
8611-04	8611-041	遊戯場

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類768「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動が含まれる。

(品目例示)

ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、ゲームセンター

(注意点)

平成2年表において本部門に含まれていた日本標準産業分類の細分類7691「ダンスホール」を「8611-09、-099 その他の娯楽」に統合

(対応するISIC)

9249 その他のレクリエーション活動

列コード	行コード	部門名称
8611-05	8611-051	競輪・競馬等の競走場・競技団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類764「競輪・競馬等の競走場」及び765「競輪・競馬等の競技団」の活動を範囲とする。

(品目例示) 競輪場, 競馬場, モーターボート競走場, 競輪競技団, 競馬競技団, 日本小型自動車振興会

(対応するISIC)

9249 その他のレクリエーション活動

列コード	行コード	部門名称
8611-06	8611-061	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類766「スポーツ施設提供業」及び767「公園, 遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) スポーツ施設提供業(除別掲), 体育館, ゴルフ場, ゴルフ練習場, ボウリング場, テニス場, バッティング・テニス練習場, プール, アイススケート場, 公園, 遊園地

(注意点) 平成7年表において, 部門の名称を平成2年表の「8611-06, -061 運動競技場・公園・遊園地」から「スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に変更

(対応するISIC)

9219 その他の娯楽業
9241 スポーツサービス業
9249 その他のレクリエーション活動

列コード	行コード	部門名称
8611-07	8611-071	興行団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類763「興行団」の活動を範囲とし, 契約により出演又は自ら公演し, 演劇, 演芸, 音楽, 見世物, 興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動が含まれる。

(品目例示) 劇団, 芸能プロダクション, 楽団, プロ野球団, プロレス協会

(対応するISIC)

9214 演劇, 音楽及びその他の芸術活動
9241 スポーツサービス業

列コード	行コード	部門名称
8611-09	8611-099	その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類769「その他の娯楽業」及び847「著述家・芸術家業」の活動を範囲とし, プレイガイドなど他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品の創作などを行う活動が含まれる。なお, 本部門には, 日本標準産業分類の小分類6829「その他の証券業類似業」のうち, 宝くじ売りさばき業を含む。

(品目例示) ダンスホール, マリーナ業, 遊漁船業, 芸妓業, プレイガイド, 場外馬券売場, 場外車券売場, 釣堀業, 著述家業, 芸術家業

(注意点) 平成7年表において, 平成2年表では「86

11-04, -041 遊戯場」に含まれていた日本標準産業分類の細分類7691「ダンスホール」を本部門に統合。

(対応するISIC)

9214 演劇, 音楽及びその他の芸術活動
9219 その他の娯楽業

列コード	行コード	部門名称
8612-01	8612-011	一般飲食店(除喫茶店)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類601「食堂, レストラン」, 602「そば・うどん店」, 603「すし店」及び609「その他の一般飲食店」の活動を範囲とする。

(注意点) 社員食堂のうち, 外部の企業等に委託している食堂については本部門に含める。

(対応するISIC)

5520 レストラン, バー及び簡易食堂

列コード	行コード	部門名称
8612-02	8612-021	喫茶店

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類604「喫茶店」の活動を範囲とする。

(品目例示) 喫茶店, フルーツパーラー

(対応するISIC)

5520 レストラン, バー及び簡易食堂

列コード	行コード	部門名称
8612-03	8612-031	遊興飲食店

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類61「その他の飲食店」の活動を範囲とする。

(品目例示) 料亭, キャバレー, ナイトクラブ, 酒場, ビヤホール

(対応するISIC)

5520 レストラン, バー及び簡易食堂

列コード	行コード	部門名称
8613-01	8613-011	旅館・その他の宿泊所

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類751「旅館」, 752「簡易宿所」, 753「下宿業」並びに細分類7591「会社・団体の宿泊所」及び7599「他に分類されない宿泊所」のうち, 会社の寄宿舎, 学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

(品目例示) ホテル, 旅館, 国民宿舎, モーター, 簡易宿泊所, ベッドハウス, 山小屋, 下宿屋, 会員宿泊所, 共済組合宿泊所, 保養所, ユース

- ホステル、合宿所
- (注意点) ① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門に含めず、「6112-01、-011 小売」に含める。
② 日本標準産業分類の細分類7599「他に分類されない宿泊所」のうち、会社の寄宿舎、会社の独身寮、学生寮の活動は、「6422-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。

(対応する ISIC)
5510 ホテル、キャンプ場及びその他の短期宿泊施設

列コード	行コード	部門名称
8619-01	8619-011	洗濯・洗張・染物業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類721「洗濯業」及び722「洗張・染物業」の活動を範囲とする。

(品目例示) クリーニング業、クリーニング取次業、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸モップ業、張物業、しみ抜き業、染物業、染物取次業

(対応する ISIC)
9301 織物及び毛皮製品洗濯・(ドライ)クリーニング・染色業

列コード	行コード	部門名称
8619-02	8619-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類723「理容業」の活動を範囲とする。

(対応する ISIC)
9302 理容及びその他の美容サービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-03	8619-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類724「美容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 美容院、髪結業、美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティーサロン、ビューティードック

(対応する ISIC)
9302 理容及びその他の美容サービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-04	8619-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類725「公衆浴場業」及び小分類726「特殊浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 公衆浴場業、ソーブランド、温泉浴場、サウナぶる

(注意点) ヘルスセンターは「8611-09、-099 その他の娯楽」に含める。

(対応する ISIC)
9309 他に分類されないその他のサービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-05	8619-051	写真業

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類743「写真業」の活動を範囲とする。なお、広告、ニュース供給等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

(品目例示) 写真撮影業、写真館、商業写真業、写真現像業、焼付業

(対応する ISIC)
7494 写真業

列コード	行コード	部門名称
8619-06	8619-061	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類746「火葬・墓地管理業」及び747「冠婚葬祭業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠婚葬祭互助会、結婚式場

(注意点) ① 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「8619-06、-061 葬儀業」と「8619-09、-099 その他の対個人サービス」の一部を統合した。
② 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「7122-01、-011 道路貨物輸送」に含める。

(対応する ISIC)
9303 葬儀業及び関連サービス業
9309 他に分類されないその他のサービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-07	8619-071	各種修理業(除別掲)

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類782「家具修理業」、783「かじ業」、784「表具業」及び789「他に分類されない修理業」の活動を範囲とする。主として最終需要向けのもので、家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動が含まれる。

(品目例示) 家具修理業、かじ業、表具業、時計修理業、履物修理業、楽器修理業、自転車修理業

(注意点) ① 産業用の機械修理、自動車修理、船舶、鉄道車両、航空機修理は、それぞれの部門

に含まれる。

- ② 「自転車タイヤ修理業」は、「8515-10、
-101 自動車修理」に含める。

(対応するISIC)

5260 個人・家庭用品修理業

列コード	行コード	部門名称
8619-08	8619-081	個人教授所

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類848「個人教授所」の活動を範囲とする。

(品目例示) 学習塾(各種学校でないもの)、フィットネスクラブ、そろばん塾、ピアノ教授所、生け花教授所

(対応するISIC)

8090 成人及びその他の教育
9241 スポーツサービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-09	8619-099	その他の対個人サービス

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類015「園芸サービス業」、741「家事サービス業(住込みのもの)」、742「家事サービス業(住込みでないもの)」、744「衣服裁縫修理業」、745「物品預り業」及び749「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、手荷物預り業、自転車預り業、食品貸加工業、古綿打直し業、結婚相談業、観光案内業(ガイド)

(注意点) 平成7年表において、平成2年表まで本部門に含まれていた日本標準産業分類の細分類7472「結婚式場業」及び7473「冠婚葬祭互助会」は「8619-06、-061 冠婚葬祭業」に含める。

(対応するISIC)

0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く)
5260 個人・家庭用品修理業
9309 他に分類されないその他のサービス業
9500 雇人のいる個人世帯

列コード	行コード	部門名称
8900-00P	8900-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、本部門を仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、

日本標準商品分類の中分類93「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである(ただし、部分品を除く)。なお、電子式卓上計算機(プログラム式は除く)、印刷用紙及びはさみは商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

(品目例示)

とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しごむ、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ

列コード	行コード	部門名称
9000-00	9000-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。